



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	2
告示	公金事務の委託(布施畑環境センター)	環境局業務課	3
告示	公金事務の委託(資源リサイクルセンター)	環境局業務課	4
告示	神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例によるばい捨て防止重点区域の指定(阪神青木駅地区)	環境局事業系廃棄物対策課	5
告示	災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理室防災企画課	6
告示	令和8年第1回定例会市会で議決された令和8年度神戸市各会計予算	行財政局財務課	7
告示	神戸市指定文化財の指定	文化スポーツ局文化財課	75
告示	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託	健康局環境衛生課	76
告示	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料等の徴収事務の委託	健康局環境衛生課	79
告示	市場使用料の収納事務委託(水産)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	80
告示	市場使用料の収納事務委託(青果)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	81
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 鈴蘭台126号線)	建設局道路管理課	82
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 北西山46号線他)	建設局道路管理課	83
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 北西山65号線他)	建設局道路管理課	84
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 附物3号線)	建設局道路管理課	85
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 有馬住吉線他)	建設局道路管理課	86
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(天が岡幹線)	建設局道路管理課	87
告示	指定公金取扱者の指定	都市局内陸・臨海振興課	88
告示	公金事務の委託(神戸市営住宅等東部)	建築住宅局住宅管理課	89
告示	公金事務の委託(神戸市営住宅等西部)	建築住宅局住宅管理課	90
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	91
公告	神戸市市民公園条例による市民の森の指定	建設局公園部魅力創造課	92
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町)	都市局都市計画課	93
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可(3.3.21高羽線)	建設局道路工務課	94
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧(3.3.21高羽線)	建設局道路工務課	95

令和8年4月7日 神戸市公報第3957号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可(3.1.2中央幹線, 3.3.32須磨多聞線)	建設局道路工務課	96
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧(3.1.2中央幹線, 3.3.32須磨多聞線)	建設局道路工務課	97
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可(3.3.32須磨多聞線, 3.5.86塩屋多井畑線)	建設局道路工務課	98
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧(3.3.32須磨多聞線, 3.5.86塩屋多井畑線)	建設局道路工務課	99
水道局	公金事務の委託(水道料金等の調定等)	水道局営業課	100
水道局	公金事務の委託(水道料金等の収納)	水道局営業課	101
市税事務所	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定について(公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団)	行財政局税務部市民税企画課	102

神戸市告示第570号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区港島8丁目14番2、18番の各一部

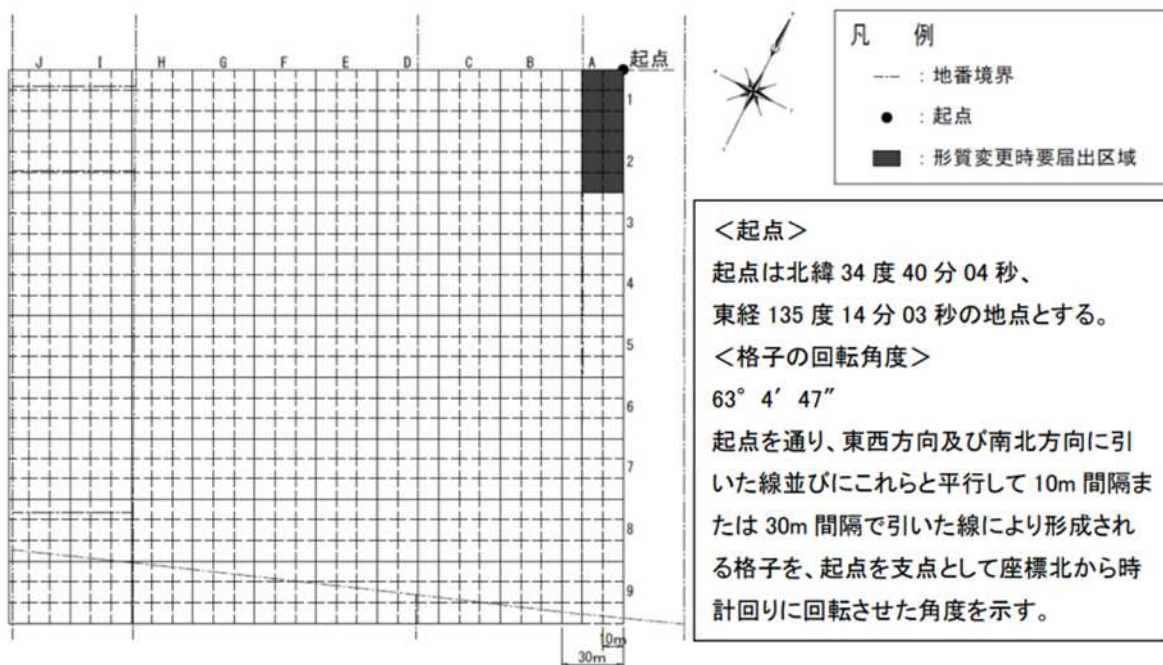
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第571号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年3月27日

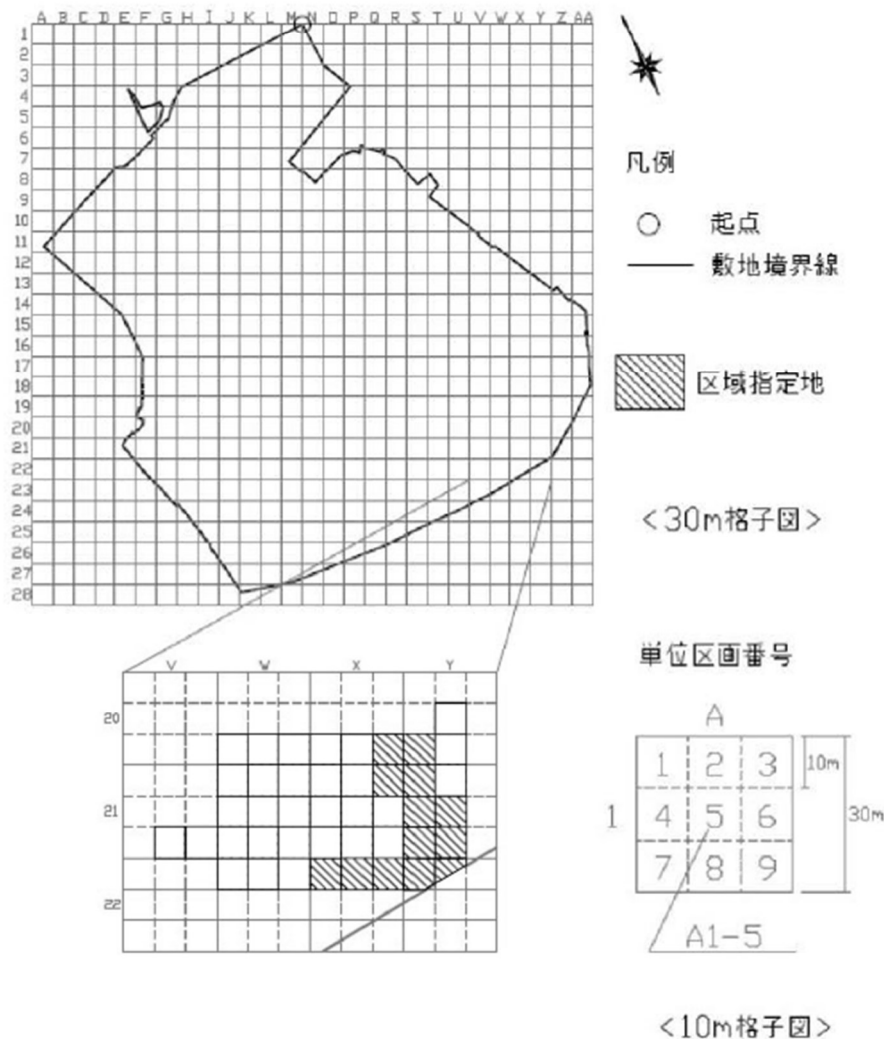
神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
中央区東川崎町2丁目14番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

<起点>
起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端(No.3126)地点とする

<格子の回転角度>
24°12' 28"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



神戸市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
神戸市生活環境事業協同組合
理事長 藤定 孝光
- 2 委託内容
布施畑環境センターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和8年3月6日
- 4 委託年月日
令和8年4月1日

神戸市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市中央区元町通6丁目5番4号
つるかめ管財株式会社
代表取締役 井上 寛之
- 2 委託内容
神戸市資源リサイクルセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 委託年月日
令和8年4月1日

神戸市告示第8号

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）第7条第1項の規定によりばい捨て防止重点区域を令和8年6月1日付けで指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。当該ばい捨て防止重点区域を示す図面は、神戸市環境局事業系廃棄物対策課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

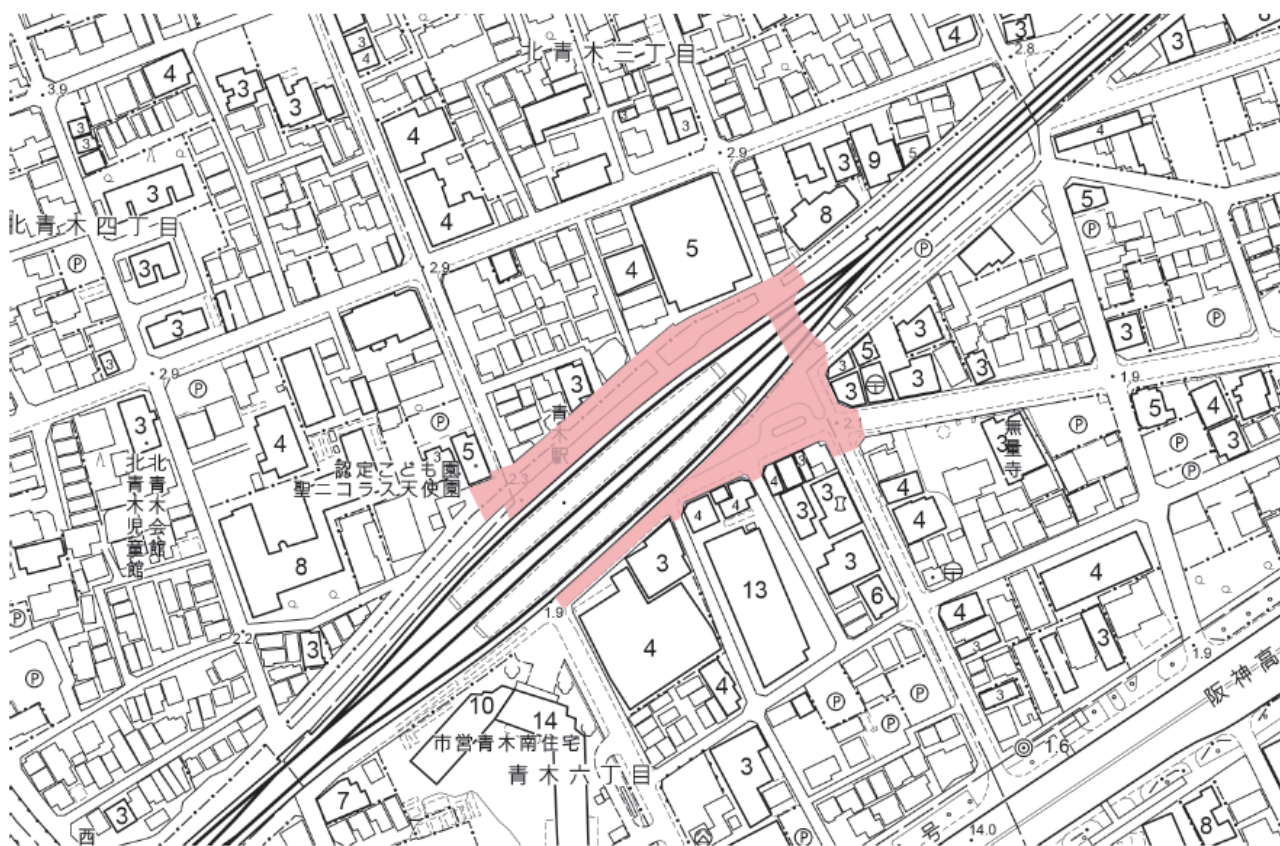
令和8年4月7日

神戸市長 久元喜造

当該ばい捨て防止重点区域（別図のとおり）

東灘区北青木3丁目の一部及び青木6丁目の一部

（別図）



神戸市告示第9号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項の規定及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 指定緊急避難場所

(1) 指定日

令和8年4月1日

(2) 指定内容

施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
布引中学校グラウンド	神戸市中央区熊内町6丁目7番1号			1	1	1	
神戸親和大学	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目13番1号	1	1	1			○

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

2 指定避難所

(1) 指定日

令和8年4月1日

(2) 指定内容

施設名	住所	指定緊急避難場所との重複
神戸親和大学	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目13番1号	○

神戸市告示第10号

令和8年第1回定例市会で令和8年3月26日議決された令和8年度神戸市一般会計予算、令和8年度神戸市市場事業費予算、令和8年度神戸市食肉センター事業費予算、令和8年度神戸市国民健康保険事業費予算、令和8年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、令和8年度神戸市駐車場事業費予算、令和8年度神戸市市街地再開発事業費予算、令和8年度神戸市営住宅事業費予算、令和8年度神戸市介護保険事業費予算、令和8年度神戸市後期高齢者医療事業費予算、令和8年度神戸市空港整備事業費予算、令和8年度神戸市公債費予算、令和8年度神戸市下水道事業会計予算、令和8年度神戸市産業団地整備事業会計予算、令和8年度神戸市港湾事業会計予算、令和8年度神戸市自動車事業会計予算、令和8年度神戸市高速鉄道事業会計予算、令和8年度神戸市水道事業会計予算及び令和8年度神戸市工業用水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

令和8年度神戸市一般会計予算

令和8年度神戸市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,781,231千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		343,576,508
	1 市民税	167,623,504
	2 固定資産税	128,035,683
	3 軽自動車税	2,011,373
	4 市たばこ税	9,997,088
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	311,637
	7 事業所税	10,400,236
	8 都市計画税	25,196,986
2 地方譲与税		4,689,423
	1 地方揮発油譲与税	1,139,000
	2 自動車重量譲与税	2,380,000
	3 特別とん譲与税	467,360
	4 航空機燃料譲与税	499,000
	5 石油ガス譲与税	26,000
	6 森林環境譲与税	178,063
3 利子割交付金		734,330
	1 利子割交付金	734,330
4 配当割交付金		3,727,210
	1 配当割交付金	3,727,210
5 株式等譲渡所得割交付金		4,838,742
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,838,742
6 分離課税所得割交付金		322,000
	1 分離課税所得割交付金	322,000
7 法人事業税交付金		4,423,333
	1 法人事業税交付金	4,423,333
8 地方消費税交付金		42,595,450
	1 地方消費税交付金	42,595,450
9 ゴルフ場利用税交付金		345,400
	1 ゴルフ場利用税交付金	345,400
10 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
12 軽油引取税交付金		3,250,000
	1 軽油引取税交付金	3,250,000
13 地方特例交付金		6,753,435
	1 地方特例交付金	6,753,435

(単位：千円)

款	項	金額
14 地方交付税		97,700,000
	1 地方交付税	97,700,000
15 交通安全対策特別交付金		319,000
	1 交通安全対策特別交付金	319,000
16 分担金及負担金		833,856
	1 負担金	833,636
	2 分担金	220
17 使用料及手数料		13,988,431
	1 使用料	9,639,845
	2 手数料	4,348,586
18 国庫支出金		209,887,372
	1 負担金	179,932,573
	2 補助金	29,227,820
	3 委託金	726,979
19 県支出金		58,899,106
	1 負担金	45,507,884
	2 補助金	10,533,587
	3 委託金	2,857,635
20 財産収入		19,297,430
	1 財産運用収入	4,953,878
	2 財産売却収入	7,623,120
	3 基金収入	6,720,432
21 寄附金		8,115,872
	1 寄附金	8,115,872
22 繰入金		33,082,171
	1 特別会計繰入金	1,695,716
	2 基金繰入金	31,386,455
23 繰越金		280,001
	1 繰越金	280,001
24 諸収入		47,889,160
	1 納付金	4,253,235
	2 措置費等受入	6,203,326
	3 事業収入	591,217
	4 受託事業収入	706,599
	5 貸付金元利収入	12,635,594
	6 過年度収入	41,214
	7 雑入	23,457,975

(単位：千円)

款	項	金額
25 市 債		72,233,000
	1 市 債	72,233,000
歳 入	合 計	977,781,231

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		2,056,454
	1 議会費	2,056,454
2 総務費		65,384,234
	1 総務費	49,280,478
	2 企画費	7,223,681
	3 徴税費	5,600,089
	4 財産管理費	2,137,460
	5 選挙費	575,650
	6 人事委員会費	260,374
	7 監査委員費	306,502
3 市民費		36,152,465
	1 市民費	32,524,230
	2 施設整備費	3,628,235
4 民生費		345,146,413
	1 民生総務費	29,996,729
	2 生活保護費	76,568,576
	3 こども家庭費	127,319,341
	4 障害者福祉費	92,332,937
	5 老人福祉費	7,924,916
	6 国民年金費	334,359
	7 民生施設整備費	10,669,555
5 衛生費		38,016,117
	1 衛生総務費	18,310,116
	2 公衆衛生費	17,424,464
	3 環境衛生費	2,281,537
6 環境費		26,138,642
	1 環境総務費	10,051,945
	2 環境保全費	1,761,529
	3 廃棄物処理費	9,195,495
	4 環境施設整備費	5,129,673
7 商工費		7,325,582
	1 商工振興費	6,339,300
	2 貿易観光費	986,282
8 農政費		3,773,627
	1 農業委員会費	173,325
	2 農政総務費	1,901,524
	3 生産振興費	1,294,587
	4 農林土木費	404,191

(単位：千円)

款	項	金額
9 土木費		51,023,036
	1 土木総務費	5,985,380
	2 道路橋梁費	3,514,121
	3 道路橋梁整備費	22,197,264
	4 公園緑地費	7,022,160
	5 公園緑地整備費	7,922,598
	6 河川砂防費	2,177,764
	7 海岸保全費	1,003,749
	8 港湾防災費	1,200,000
10 都市計画費		22,993,222
	1 都市計画総務費	22,241,077
	2 都市改造事業費	78,251
	3 再開発事業費	673,894
11 住宅費		5,498,199
	1 住宅総務費	5,498,199
12 消防費		26,902,284
	1 消防費	26,902,284
13 教育費		142,474,335
	1 教育総務費	13,420,825
	2 教育振興費	1,865,624
	3 幼稚園費	2,134,087
	4 小学校費	51,161,595
	5 中学校費	27,253,818
	6 高等学校費	6,824,803
	7 特別支援学校費	10,459,495
	8 高等専門学校費	1,848,421
	9 看護大学費	1,087,830
	10 外国語大学費	1,286,638
	11 社会教育費	50,000
	12 体育保健費	7,904,530
	13 学校建設費	16,736,458
14 教育施設整備費	440,211	
14 災害復旧費		1
	1 災害復旧費	1
15 諸支出金		203,696,620
	1 繰出金	187,626,877
	2 雑出	16,069,743

(単位：千円)

款	項	金額
16 予備費		1,200,000
	1 予備費	1,200,000
歳出	合計	977,781,231

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
防犯カメラ設置管理費	令和 8～12 年度	57,000
庁舎等借上料	令和 8～10 年度	13,000
公用自動車賃貸借	令和 8～15 年度	9,000
LINE通報システム・公式LINE再構築及び運用保守業務	令和 8～11 年度	55,000
通報一次対応コールセンターの再構築	令和 8～11 年度	413,000
行政事務センター運営費	令和 8～10 年度	2,017,000
令和8年度指定管理(デザイン・クリエイティブセンター神戸)	令和 8～12 年度	462,000
あじさいネット運用保守	令和 8～10 年度	87,000
全庁ファイルサーバ構築・運用	令和 8～9 年度	43,000
PC統合管理・職員認証基盤システム	令和 8～9 年度	154,000
Microsoftライセンス	令和 8～9 年度	342,000
事務処理用PC調達	令和 8～13 年度	846,000
PCヘルプデスク運用	令和 8～11 年度	150,000
ネットワーク構築・運用	令和 8～13 年度	1,004,000
基幹系システム端末統合	令和 8～9 年度	84,000
マイナ保険証登録支援事業	令和 8～9 年度	5,000
印刷環境の構築・運用保守	令和 8～13 年度	824,000
キャッシュレス決済・セミセルフレジの導入・運用	令和 8～11 年度	33,000
サーバ仮想化基盤構築・運用	令和 8～9 年度	268,000
第三次サーバ仮想化基盤構築・運用	令和 8～14 年度	1,474,000
本庁庁内電話再構築・運用保守	令和 8～15 年度	307,000
マニュアル作成効率化ツール利用ライセンス	令和 8～10 年度	9,000
ガバメントクラウド利用料	令和 8～10 年度	402,000
高齢者等のデジタルリテラシー向上支援	令和 8～9 年度	106,000
書かない窓口システム構築・運用保守	令和 8～12 年度	203,000
「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」の運用・保守	令和 8～12 年度	53,000
デジタルスタンプラリー共通プラットフォーム運用	令和 8～9 年度	5,000
神戸医療産業都市推進機構損失補償	令和 8～9 年度	3,300,000
区庁舎改修	令和 8～9 年度	230,000
マイナンバーカード交付円滑化(サテライト・コールセンター運営)	令和 8～9 年度	93,000
区役所内総合窓口運営	令和 8～11 年度	329,000
区役所繁忙期対策	令和 8～9 年度	11,000
住民記録事務センター賃料	令和 8～9 年度	27,000
山手地域交流センター設計	令和 8～9 年度	18,000
地域交流センター整備	令和 8～9 年度	609,000
里山に親しむ人材育成拠点整備	令和 8～9 年度	30,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税寄附管理等業務委託	令和8～11年度	6,170,000
あすてっぷ coworking 運営	令和8～10年度	110,000
あすてっぷ coworking 北神(仮称)運営	令和8～10年度	72,000
旧乾邸外壁・防水改修	令和8～9年度	34,000
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和8～11年度	18,698,000
庁舎等借上料	令和8～11年度	1,134,000
自動車借上料	令和8～15年度	51,000
自動車借上料	令和8～16年度	51,000
本庁舎1号館地下階設備改修工事	令和8～9年度	658,000
本庁舎執務室他LED改修工事	令和8～9年度	217,000
法務支援・コンプライアンス等推進業務	令和8～12年度	56,000
人事給与システムの再構築	令和8～12年度	1,752,000
オンライン本人確認システムの導入	令和8～9年度	4,000
令和8年度地方債証券共同発行連帯債務	令和8～19年度	1,075,000,000
インターネット回線等	令和8～10年度	1,000
中央区神戸港地方一里山法面対策工事	令和8～9年度	112,000
税務事務人材派遣等	令和8～9年度	46,000
自動音声案内の導入等	令和8～10年度	3,000
運搬用機器借上げ	令和8～12年度	4,000
課税システム改修業務	令和8～9年度	328,000
令和9年度指定管理(文化ホール)	令和8～13年度	2,450,000
令和9年度指定管理(文化センター)	令和8～13年度	6,900,000
令和9年度指定管理(こども本の森)	令和8～13年度	292,000
新・神戸文化ホール・新三宮図書館整備事業	令和8～9年度	814,000
青少年科学館リニューアル	令和8～9年度	1,238,000
新北区文化センター等建築工事	令和8～9年度	411,000
旧ハンター住宅・旧山口邸整備	令和8～9年度	706,000
令和9年度指定管理(東灘図書館ほか)	令和8～13年度	3,681,000
図書館建物借上料	令和8～13年度	186,000
図書館システム機器借上	令和8～14年度	958,000
北図書館再整備	令和8～9年度	80,000
博物館特別展	令和8～10年度	90,000
博物館インフォメーション業務	令和8～10年度	48,000
小磯記念美術館特別展	令和8～9年度	14,000
神戸ゆかりの美術館特別展	令和8～9年度	24,000
令和9年度指定管理(王子スポーツセンター)	令和8～13年度	952,000
令和9年度指定管理(ポートアイランドスポーツセンター)	令和8～13年度	1,300,000
令和9年度指定管理(洞川教育キャンプ場)	令和8～13年度	32,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和9年度指定管理(港島南球技場ほか)	令和8～13年度	422,000
スポーツ施設改修	令和8～10年度	417,000
文化施設改修	令和8～10年度	1,696,000
博物館施設改修	令和8～9年度	105,000
小磯記念美術館改修	令和8～9年度	16,000
公民館施設改修	令和8～9年度	159,000
封入封緘業務委託	令和8～9年度	6,000
家計改善支援	令和8～10年度	65,000
レセプト情報管理システムの機器借り上げ	令和8～13年度	17,000
レセプトデータ分析等業務委託	令和8～10年度	11,000
しごとサポート相談窓口(北部・東部・西部)	令和8～12年度	234,000
発達障害者相談窓口業務	令和8～12年度	244,000
虐待防止センター運営事務	令和8～11年度	15,000
障害者相談支援センター	令和8～10年度	712,000
地域生活支援拠点(灘・兵庫・垂水)	令和8～12年度	913,000
地域生活支援拠点(東灘・中央・北・長田・須磨・西)	令和8～10年度	970,000
広域型特別養護老人ホーム(R7公募分)	令和8～9年度	405,000
特別養護老人ホーム整備事業(R8公募分)	令和8～9年度	589,000
介護老人保健施設整備補助事業	令和8～9年度	23,000
介護施設大規模修繕補助(R8公募分)	令和8～9年度	165,000
公設民営施設改修等	令和8～9年度	365,000
統合滞納管理システムの新規構築に係る端末等調達	令和8～14年度	74,000
神戸リハビリテーション病院改修	令和8～9年度	60,000
エイズ対策	令和8～10年度	45,000
離乳食の作り方講座運営	令和8～10年度	10,000
こうべ動物共生センター管理運営	令和8～10年度	49,000
一般公衆浴場大規模改修補助	令和8～9年度	30,000
健康科学研究所改修工事等	令和8～9年度	117,000
墓園整備	令和8～9年度	35,000
こども家庭センター一時保護所学習支援業務	令和8～10年度	42,000
こども家庭センター「夜間休日相談ダイヤル」対応業務	令和8～10年度	20,000
養育里親リクルート支援事業	令和8～9年度	9,000
こべっこウェルカム定期便	令和8～11年度	450,000
令和9年度指定管理(自立援助ホーム子供の家)	令和8～10年度	168,000
神戸市保育士・保育所支援センター運営業務	令和8～10年度	59,000
神戸市青少年会館事業	令和8～12年度	116,000
ユースステーション運営(兵庫・長田)	令和8～12年度	48,000
ユースステーション運営(垂水)	令和8～10年度	12,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和9年度指定管理(本庄児童館ほか)	令和 8～13 年度	5,062,000
令和9年度指定管理(こべっこランド)	令和 8～13 年度	1,299,000
おやこふらっとひろば運営(東灘ほか)	令和 8～10 年度	152,000
児童福祉施設等改修	令和 8～9 年度	1,421,000
保育所等老朽改築	令和 8～10 年度	1,200,000
妊婦健康診査費用助成事業	令和 8～10 年度	194,000
1か月児健康診査費用助成事業	令和 8～10 年度	10,000
新生児聴覚検査助成事業	令和 8～10 年度	10,000
子育て世帯訪問支援事業(養育支援訪問事業)	令和 8～9 年度	33,000
産婦健康診査費用助成事業	令和 8～10 年度	17,000
事業系一般廃棄物指定袋作成	令和 8～9 年度	75,000
公共施設への太陽光発電設備設置	令和 8～28 年度	40,000
犬猫等死体処理	令和 8～10 年度	124,000
環境局施設等電気調達	令和 8～11 年度	1,985,000
港島クリーンセンター建設・設備管理	令和 8～18 年度	232,000
港島クリーンセンター残滓運搬業務	令和 8～14 年度	89,000
カセットボンベ・スプレー缶中間処理事業	令和 8～9 年度	106,000
ごみ収集運搬管理システムの導入	令和 8～12 年度	221,000
クリーンセンター等計量業務委託	令和 8～9 年度	101,000
大型ごみ収集運搬業務	令和 8～11 年度	1,050,000
資源リサイクルセンター運営	令和 8～11 年度	978,000
布施畑埋立処分地改修	令和 8～9 年度	173,000
東クリーンセンター改修	令和 8～10 年度	139,000
西クリーンセンター改修	令和 8～9 年度	489,000
布施畑破碎選別施設改修	令和 8～9 年度	422,000
資源リサイクルセンター改修	令和 8～10 年度	244,000
落合クリーンセンター煙突部他解体	令和 8～10 年度	1,006,000
事業所改修	令和 8～9 年度	166,000
ごみ収集車両更新	令和 8～11 年度	360,000
神戸市内企業住宅手当等支援補助金	令和 8～11 年度	300,000
国際展示場改修工事	令和 8～9 年度	321,000
神戸ファッション美術館改修	令和 8～9 年度	319,000
神戸ファッションマート改修	令和 8～9 年度	294,000
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和 8～9 年度	10,000
中小企業投資促進等助成制度	令和 8～9 年度	178,000
ものづくり工場改修	令和 8～9 年度	10,000
知的交流拠点整備事業	令和 8～14 年度	73,000
海外展示会出展支援	令和 8～9 年度	3,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業振興センター改修	令和8～9年度	10,000
総合インフォメーションセンター再整備	令和8～11年度	33,000
フルーツ・フラワーパーク改修	令和8～9年度	149,000
神戸北大型米貯蔵・出荷調整施設改修事業	令和8～9年度	196,000
栽培漁業センター改修	令和8～9年度	81,000
漁港施設機能強化事業	令和8～10年度	116,000
令和8年度神戸市道路公社債務保証	令和8～18年度	3,199,000
建設事務所の新設	令和8～9年度	1,070,000
令和8年度道路照明灯LED化事業	令和8～22年度	920,000
令和8年度道路改良	令和8～10年度	4,022,000
令和8年度橋梁整備	令和8～10年度	2,235,000
令和8年度交通安全施設整備	令和8～10年度	919,000
令和8年度街路築造	令和8～10年度	900,000
令和8年度街路樹管理	令和8～12年度	912,000
令和8年度有料公園等管理	令和8～10年度	400,000
令和8年度動物園事業	令和8～9年度	4,000
令和8年度公園整備	令和8～10年度	3,205,000
令和9年度指定管理(東遊園地・磯上公園)	令和8～24年度	1,334,000
令和8年度緑化推進	令和8～11年度	29,000
令和8年度河川改修	令和8～9年度	184,000
令和8年度市有林内山腹崩壊対策	令和8～9年度	245,000
鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業	令和8～10年度	840,000
三宮バスターミナル改修工事	令和8～10年度	166,000
雲井通5・6丁目地区一体整備事業	令和8～9年度	25,000
JR三ノ宮新駅ビル南側広場空間の詳細設計・工事委託業務	令和8～12年度	1,350,000
三宮デッキ整備	令和8～11年度	1,416,000
地域プロモーション・魅力の発信	令和8～12年度	10,000
庁舎等借上料	令和8～9年度	8,000
庁舎等借上料	令和8～9年度	20,000
神戸新交通三宮駅ホーム拡張	令和8～11年度	2,289,000
東山菊水線街路築造工事CD工区	令和8～10年度	250,000
空家空地初動対応業務委託	令和8～10年度	21,000
建築家との協働による空き家活用促進事業	令和8～9年度	75,000
古材活用プロジェクト	令和8～10年度	12,000
消防団施設等の整備	令和8～9年度	198,000
防災活動車両充実強化	令和8～9年度	719,000
消防指令・情報システム現行機器撤去費等	令和8～9年度	44,000
北神消防署の整備	令和8～9年度	18,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
教職員意識調査	令和8～11年度	30,000
児童生徒いじめアンケート回収業務	令和8～12年度	37,000
自然学校バス借り上げ	令和8～9年度	89,000
神戸市学力・学習状況調査	令和8～9年度	85,000
通学手段確保対策	令和8～9年度	10,000
令和9年度特別支援学校スクールバス運行業務(借上)	令和8～15年度	965,000
令和9年度特別支援学校スクールバス運行業務(運行管理)	令和8～9年度	233,000
特別支援学校スクールバス製造業務	令和8～9年度	140,000
北学校給食共同調理場配送業務	令和8～11年度	128,000
令和9年度小学校給食業務委託	令和8～13年度	427,000
学校給食費関係帳票印刷業務	令和8～9年度	14,000
令和8年度学校給食献立作成・イントラ配信システム	令和8～12年度	1,000
令和8年度義務教育学校港島学園校舎一体化整備	令和8～10年度	332,000
春日野小学校改築	令和8～9年度	72,000
旧有野台小学校解体事業	令和8～9年度	434,000
(仮称)竜が台義務教育学校施設整備(設計)	令和8～9年度	44,000
東舞子小学校過密化対策	令和8～9年度	65,000
北須磨小学校増改築工事(設計)	令和8～10年度	70,000
土砂災害対策	令和8～9年度	158,000
民間プール活用事業	令和8～10年度	45,000
令和8年度エレベータ新設	令和8～9年度	654,000
令和8年度エレベータ更新	令和8～10年度	369,000
令和8年度エレベータ更新	令和8～9年度	67,000
学校体育館空調設備増強事業支援業務	令和8～9年度	112,000
元町北会館施設管理委託	令和8～10年度	49,000
いぶき明生支援学校分校設置改修工事	令和8～9年度	1,700,000
令和8年度学校ICT環境整備	令和8～15年度	184,000
校務支援システム用プリンタ	令和8～13年度	98,000
高校教育用コンピュータ借上	令和8～13年度	538,000
教育情報インフラ通信回線費	令和8～12年度	375,000
光クロス化対応費	令和8～12年度	81,000
学習用タブレット通信回線費	令和8～12年度	130,000
県市会議員選挙関連事業	令和8～9年度	140,000
採用試験申込管理システム運用・保守	令和8～9年度	3,000
本会議及び委員会記録反訳	令和8～9年度	12,000

第3表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,025,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	4,371,000			
保健衛生施設整備事業	634,000			
埋立処分地建設事業	259,000			
環境工場整備事業	2,957,000			
事業所等整備事業	213,000			
収集車両整備事業	132,000			
道路整備事業	13,828,000			
公園整備事業	4,354,000			
河川砂防整備事業	1,561,000			
海岸保全事業	257,000			
港湾防災事業	1,200,000			
自然災害防止事業	250,000			
区画整理事業	648,000			
街路事業	5,595,000			
住宅建設事業	142,000			
消防施設整備事業	7,390,000			
学校教育施設整備事業	6,794,000			
社会教育施設整備事業	3,269,000			
危機管理対策事業	555,000			
庁舎等整備事業	2,056,000			
区総合庁舎整備事業	606,000			
文化施設等整備事業	8,323,000			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
商工施設等整備事業	723,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
農政施設整備事業	42,000			
漁業施設整備事業	98,000			
農業基盤整備事業	116,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,700,000			
高速鉄道事業会計出資金	809,000			
高速鉄道事業会計補助金	301,000			
水道事業会計出資金	1,025,000			

令和8年度神戸市市場事業費予算

令和8年度神戸市市場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,073,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	中央卸売市場整備事業	6,808,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		1,934,055
	1 使用料及手数料	1,415,288
	2 諸 収 入	518,767
2 国庫支出金		579,104
	1 補 助 金	579,104
3 県支出金		6,252
	1 補 助 金	6,252
4 繰入金		746,574
	1 他会計繰入金	746,574
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市 債		6,808,000
	1 市 債	6,808,000
歳 入 合 計		10,073,986

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		9,298,327
	1 職 員 費	409,745
	2 運 営 費	1,157,129
	3 施設整備費	7,731,453
2 繰出金		772,659
	1 他会計へ繰出金	772,659
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		10,073,986

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本場施設再整備(買荷保管所・大規模加工場棟新築工事)	令和8～9年度	2,086,916
本場施設整備(予防保全工事)	令和8～9年度	175,000

令和8年度神戸市食肉センター事業費予算

令和8年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,105,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	食肉センター整備事業	296,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		265,720
	1 使用料及手数料	184,203
	2 諸 収 入	81,517
2 繰入金		543,821
	1 他会計繰入金	543,821
3 市 債		296,000
	1 市 債	296,000
歳 入 合 計		1,105,541

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		872,147
	1 職 員 費	72,910
	2 運 営 費	503,237
	3 施設整備費	296,000
2 繰出金		231,394
	1 他会計へ繰出金	231,394
3 予備費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,105,541

令和8年度神戸市国民健康保険事業費予算

令和8年度神戸市国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,415,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		148,415,846
	1 国民健康保険料	25,580,277
	2 国庫支出金	2,140,287
	3 県支出金	103,323,674
	4 繰入金	17,125,981
	5 繰越金	1
	6 諸収入	245,626
歳 入	合 計	148,415,846

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険費		148,415,846
	1 事務費	4,655,924
	2 保険給付費	100,909,059
	3 国民健康保険事業費納付金	40,871,360
	4 保健事業費	822,222
	5 諸支出金	1,127,281
	6 予備費	30,000
歳 出	合 計	148,415,846

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料関係費	令和8～9年度	70,000
保険料関係費	令和8～12年度	31,000
資格・給付関係費	令和8～9年度	41,000
資格・給付関係費	令和8～10年度	105,000
保健事業関係費	令和8～10年度	47,000
国民健康保険システム標準化対応(機器借上)	令和8～14年度	183,000

令和8年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和8年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ185,232千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		185,232
	1 繰入金	4,000
	2 繰越金	55,227
	3 諸収入	126,005
歳 入	合 計	185,232

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		185,232
	1 貸付金	181,093
	2 貸付諸費	4,139
歳 出	合 計	185,232

令和8年度神戸市駐車場事業費予算

令和8年度神戸市駐車場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ617,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		617,468
	1 使用料及手数料	16,567
	2 諸 収 入	600,901
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		617,469

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		617,469
	1 運 営 費	617,469
歳 出 合 計		617,469

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐車場照明LED化	令和8～13年度	48,000
駐車場電気設備更新	令和8～9年度	87,000

令和8年度神戸市市街地再開発事業費予算

令和8年度神戸市市街地再開発事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,617,934千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		1,948,375
	1 財産運用収入	1,618,365
	2 財産売却収入	330,010
2 繰入金		1,669,557
	1 繰入金	1,669,557
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		3,617,934

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市街地再開発事業費		36,652
	1 市街地再開発事業費	36,652
2 市街地再開発管理事業費		3,571,282
	1 市街地再開発管理事業費	1,541,365
	2 他会計へ繰出金	2,029,917
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,617,934

令和8年度神戸市営住宅事業費予算

令和8年度神戸市営住宅事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,057,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市営住宅建設事業	2,728,000千円
	市営住宅管理事業	5,885,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		8,422,987
	1 国庫支出金	2,048,381
	2 財産収入	2,204,723
	3 繰入金	1,441,882
	4 繰越金	1
	5 市債	2,728,000
2 市営住宅管理事業収入		25,634,673
	1 使用料及手数料	11,285,678
	2 国庫支出金	4,779,276
	3 財産収入	107,723
	4 繰入金	2,038,740
	5 繰越金	1
	6 諸収入	1,538,255
	7 市債	5,885,000
歳 入	合 計	34,057,660

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		8,422,987
	1 市営住宅建設事業費	8,422,987
2 市営住宅管理事業費		25,634,673
	1 市営住宅管理事業費	16,953,302
	2 他会計へ繰出金	8,681,371
歳 出	合 計	34,057,660

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営住宅等建替等	令和8～11年度	3,211,000
緊急自然災害防止対策事業	令和8～9年度	447,000
計画修繕	令和8～9年度	3,591,000
民間借上市営住宅戸別返還業務	令和8～9年度	4,000
公営住宅等改修	令和8～11年度	4,570,000
借上公営住宅（継続）	令和8～9年度	128,000
神戸市営住宅総合管理システム運用機器借上料	令和8～14年度	187,000

令和8年度神戸市介護保険事業費予算

令和8年度神戸市介護保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ164,798,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		31,350,156
	1 介護保険料	31,350,156
2 国庫支出金		39,148,348
	1 国庫負担金	26,940,959
	2 国庫補助金	12,207,389
3 県支出金		23,143,028
	1 県負担金	21,470,744
	2 県補助金	1,672,284
4 支払基金交付金		42,180,119
	1 支払基金交付金	42,180,119
5 繰 入 金		28,909,634
	1 一般会計繰入金	26,236,236
	2 基金繰入金	2,673,398
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		67,555
	1 諸 収 入	67,555
歳 入	合 計	164,798,841

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		4,854,802
	1 総 務 費	4,854,802
2 保険給付費		148,455,919
	1 保険給付費	148,455,919
3 地域支援事業費		11,369,670
	1 地域支援事業費	11,369,670
4 基金積立金		64,809
	1 基金積立金	64,809
5 諸支出金		51,641
	1 諸支出金	51,641
6 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	164,798,841

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
神戸市の介護保険のあらまし	令和8～11年度	16,000
神戸シルクセンタービル賃料等	令和8～10年度	5,000
介護認定調査(市内の新規・変更申請)業務	令和8～11年度	1,403,000
あんしんすこやかセンター事業等	令和8～14年度	16,563,000
納入通知書等作成	令和8～9年度	110,000
生活支援訪問サービス従事者養成研修	令和8～11年度	16,000
フレイル改善通所	令和8～11年度	217,000
フレイル予防支援	令和8～11年度	13,000
通所型サービス・活動A	令和8～9年度	67,000
紙おむつ支給事業	令和8～11年度	497,000
介護保険システム標準化	令和8～11年度	3,924,000
オンライン審査会に係る通信回線費	令和8～10年度	1,000

令和8年度神戸市後期高齢者医療事業費予算

令和8年度神戸市後期高齢者医療事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,504,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業収入		53,504,912
	1 後期高齢者医療保険料	26,570,864
	2 国庫支出金	393,151
	3 繰入金	26,155,965
	4 繰越金	1
	5 諸収入	384,931
歳 入 合 計		53,504,912

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		53,504,912
	1 事務費	704,624
	2 納付金	52,760,360
	3 諸支出金	36,928
	4 予備費	3,000
歳 出 合 計		53,504,912

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
督促状等作成	令和8～9年度	31,000
納入通知書等作成	令和8～10年度	37,000
統合滞納管理システム標準化	令和8～9年度	160,000

令和8年度神戸市空港整備事業費予算

令和8年度神戸市空港整備事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,882,438千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	空港整備事業	107,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港整備事業収入		336,000
	1 国庫支出金	114,250
	2 繰入金	114,750
	3 市 債	107,000
2 空港管理事業収入		3,546,438
	1 使用料及手数料	1,513,239
	2 県支出金	194,792
	3 財産収入	445,000
	4 繰入金	871,497
	5 繰越金	1
	6 諸収入	521,909
歳 入 合 計		3,882,438

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港整備事業費		3,882,438
	1 職員費	165,819
	2 空港整備事業費	336,000
	3 空港管理事業費	3,379,619
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,882,438

令和8年度神戸市公債費予算

令和8年度神戸市公債費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332,641,608千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		214,087,208
	1 他会計繰入金	148,270,919
	2 基金繰入金	65,816,289
2 市 債		118,554,400
	1 市 債	118,554,400
歳 入 合 計		332,641,608

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		332,641,608
	1 公債費	332,641,608
歳 出 合 計		332,641,608

令和8年度神戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理量

公共下水処理量	1日平均	477,778立方メートル
農業集落排水処理量	1日平均	3,211立方メートル

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	68,770立方メートル
雨水排除量	年間	9,788,018立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	公共下水道事業収益	34,944,449千円
第1項	営業収益	24,951,761千円
第2項	営業外収益	9,992,688千円
第2款	農業集落排水事業収益	936,378千円
第1項	営業収益	112,502千円
第2項	営業外収益	823,876千円
	計	35,880,827千円

支 出

第1款	公共下水道事業費	35,921,728千円
第1項	営業費用	33,374,979千円
第2項	営業外費用	2,526,114千円
第3項	特別損失	20,635千円
第2款	農業集落排水事業費	963,028千円
第1項	営業費用	912,871千円

第2項	営業外費用	50,122千円
第3項	特別損失	35千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	36,914,756千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,987,347千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	公共下水道資本的収入	19,585,334千円
第1項	企業債	11,359,000千円
第2項	国庫支出金	7,597,052千円
第3項	他会計繰入金	187,252千円
第4項	財産収入	165,880千円
第5項	雑収入	276,150千円
第2款	農業集落排水資本的収入	962,584千円
第1項	企業債	190,000千円
第2項	県支出金	111,000千円
第3項	他会計繰入金	658,204千円
第4項	雑収入	3,380千円
	計	20,547,918千円

支 出

第1款	公共下水道資本的支出	37,518,630千円
第1項	建設改良費	28,181,433千円
第2項	基金造成費	2,065,880千円
第3項	企業債等償還金	7,271,317千円
第2款	農業集落排水資本的支出	986,635千円
第1項	建設改良費	357,171千円
第2項	企業債等償還金	629,464千円
第3款	予備費	30,000千円
第1項	予備費	30,000千円
	計	38,535,265千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処 理 場 運 営 (令和8年度)	令和8～11年度	651,656千円
ポ ン プ 場 運 営 (令和8年度)	令和8～9年度	22,485千円
管 渠 維 持 管 理 (令和8年度)	令和8～10年度	54,800千円
付 帯 事 業 運 営 (令和8年度)	令和8～9年度	1,613千円
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 等 運 営 (令和8年度)	令和8～9年度	254,000千円
汚 水 幹 枝 線 布 設 (令和8年度)	令和8～10年度	4,809,795千円
雨 水 幹 枝 線 布 設 (令和8年度)	令和8～9年度	820,000千円
処 理 場 建 設 (令和8年度)	令和8～11年度	1,166,932千円
ポ ン プ 場 建 設 (令和8年度)	令和8～15年度	692,910千円
処 理 施 設 等 整 備 (令和8年度)	令和8～14年度	6,092,772千円
流 域 下 水 道 (令和8年度)	令和8～37年度	10,000千円
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 等 整 備 (令和8年度)	令和8～9年度	26,798千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	11,549,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,279,607千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	千円 4,240,958	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	土木設備工事 土木建築工事 場内整備 土木建築機械電気工事
ポンプ場建設	1,447,580	魚崎ポンプ場 本庄ポンプ場 深江大橋ポンプ場 宇治川ポンプ場	土木工事 検討業務 電気工事 設計業務
汚水幹枝線布設	9,760,781	東灘処理区 中央処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 計	5,446m 8,033m 5,153m 1,404m 631m 20,667m
雨水幹枝線布設	2,518,150	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 武庫川排水区 計	360m 5,000m 2,645m 2,500m 10,505m
流域下水道	318,700	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	10,252,435	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	
合計	28,538,604		

令和8年度神戸市産業団地整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市産業団地整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	産業団地整備事業収益	14,000千円
第1項	営業収益	1,000千円
第2項	営業外収益	12,000千円
第3項	特別利益	1,000千円
支 出		
第1項	営業費用	40,000千円
第2項	営業外費用	2,000千円
第3項	特別損失	1,000千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,834,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		601,000千円
第1項	国庫支出金		600,000千円
第2項	雑収入		1,000千円
		支	出
第1款	資本的支出		8,435,000千円
第1項	建設改良費		8,334,000千円
第2項	投資		1,000千円
第3項	予備費		100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新産業団地粗造成・防災工事(令和8年度)	令和8～11年度	12,250,000千円
神戸三木線拡幅工事(令和8年度)	令和8～11年度	544,000千円

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
土地造成事業	千円 8,334,000	新産業団地整備事業 8,084,000千円
		職員の給料、職員手当等 250,000千円
合計	8,334,000	

令和8年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	54,500,000トン
物揚場	200,000トン
埠頭用地	
専 用	193,000,000平方メートル
一 般	45,500,000平方メートル
港湾幹線道路	7,000,000台
入港料対象船舶	110,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専 用	35,000,000平方メートル
一 般	32,000,000平方メートル
荷役機械	300回/30分
船舶給水	163,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾管理事業収益	27,060,000千円
第1項 営業収益	17,839,232千円
第2項 営業外収益	8,787,179千円
第3項 特別利益	433,589千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,388,000千円
第1項 営業収益	1,928,754千円
第2項 営業外収益	459,246千円

第3款	空港島事業収益	522,000千円
第1項	営業収益	501,470千円
第2項	営業外収益	125千円
第3項	特別利益	20,405千円
	計	29,970,000千円

支 出

第1款	港湾管理事業費	25,495,000千円
第1項	営業費用	22,993,889千円
第2項	営業外費用	2,501,111千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,507,000千円
第1項	営業費用	3,418,118千円
第2項	営業外費用	88,882千円
第3款	空港島事業費	678,000千円
第1項	営業費用	660,761千円
第2項	営業外費用	17,239千円
第4款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	29,730,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,934,405千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	31,222,561千円
第1項	企業債	11,760,000千円
第2項	他会計繰入金	5,901,728千円
第3項	他会計補助金	6,802,583千円
第4項	国庫支出金	3,310,790千円
第5項	県支出金	302,866千円
第6項	財産収入	167,585千円
第7項	組入金	1,015,163千円
第8項	雑収入	1,961,846千円

支 出

第1款	資本的支出	39,156,966千円
-----	-------	--------------

第1項	建設改良費	20,555,184千円
第2項	投資	6,085,645千円
第3項	企業債等償還金	12,466,137千円
第4項	予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中突堤中央ビル北館解体 (令和8年度)	令和8～9年度	264,000千円
ポートアイランド線耐震補強設計 (令和8年度)	令和8～9年度	124,000千円
六甲アイランド線耐震補強工事 (令和8年度)	令和8～9年度	424,000千円
港島トンネル排水設備更新 (令和8年度)	令和8～9年度	290,000千円
港島トンネル付帯設備改良 (令和8年度)	令和8～9年度	320,000千円
須磨地区エレベーター整備 (令和8年度)	令和8～10年度	350,000千円
港島トンネル防災設備更新 (令和8年度)	令和8～10年度	360,000千円
神戸空港島整備 (令和8年度)	令和8～9年度	800,000千円
京橋地区緑地護岸等整備 (令和8年度)	令和8～10年度	857,000千円
京橋地区埋立工事 (令和8年度)	令和8～12年度	2,835,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	11,760,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ

補助を受ける金額は、7,939,706千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、147,301千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 7,703,000	港湾幹線道路等予防保全 京橋地区ほか船だまり整備 等
港湾環境整備	713,380	新港第1突堤周辺緑地整備 等
港湾直轄事業費 負担金	5,211,199	大阪湾岸道路西伸部の整備促進 高規格コンテナターミナル整備 等
埋立	13,800	京橋地区 等
其他建設改良	6,130,323	港湾施設の照明LED化 等
関連建設改良	783,482	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
合計	20,555,184	

令和8年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	143,208両	392両
運 転 キ ロ	11,183,016km	30,638km
輸 送 人 員	57,502,371人	157,541人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	自動車事業収益	11,913,234千円
第1項	営 業 収 益	10,479,953千円
第2項	営 業 外 収 益	1,383,824千円
第3項	特 別 利 益	49,457千円
支 出		
第1款	自動車事業費	11,535,847千円
第1項	営 業 費 用	11,155,759千円
第2項	営 業 外 費 用	330,088千円
第3項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,021,300千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,671,961千円
第1項	企 業 債	1,167,000千円
第2項	補 助 金	303,657千円
第3項	繰 入 金	200,000千円
第4項	財 産 収 入	1,304千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,693,261千円
第1項	建 設 改 良 費	1,504,324千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,187,876千円
第3項	投 資	1,061千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和8年度)	令和8～9年度	30,000千円
磁気定期券調達等業務 (令和8年度)	令和8～10年度	16,428千円
交通局職員の制服管理業務 (令和8年度)	令和8～13年度	33,161千円
バス車両購入 (令和8年度)	令和8～9年度	270,400千円
名谷駅前バスターミナル上屋設置(南側) (令和8年度)	令和8～10年度	240,000千円
垂水駅バスターミナル上屋設置 (令和8年度)	令和8～9年度	250,000千円
設備改修等・その他 (令和8年度)	令和8～9年度	150,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業	1,167,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	

利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの補助金）

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,117,403千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

（重要な資産の処分）

第11条 重要な資産の処分は、第2条及び3条に含むものとする。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
バス車両購入	千円 649,061	路線バス購入 (23両)
機械装置購入	857	遠隔点呼システムの導入
建物建設工事	303,500	バス停上屋整備工事等
車両改良工事	30,813	バックモニターの設置等
建物改良工事	179,429	営業所改修等
機械装置改良工事	203,795	車載機改修等
用地費	33,970	須磨区古川町2丁目用地活用事業
ソフトウェア	100,000	AI活用によるバス事業計画(ダイヤ・勤務線)の最適化
工具器具備品費	2,899	車検機器調達
合計	1,504,324	

令和8年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1 日平均
運 転 車 両 数	66,826両	183両
運 転 キ ロ	21,835,615km	59,824km
輸 送 人 員	117,508,830人	321,942人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中固定資産除却費72,000千円の財源に充てるため、企業債（公営企業施設等整理債）72,000千円を借り入れる。

収 入

第1款	高速鉄道事業収益	27,423,531千円
第1項	営 業 収 益	24,160,319千円
第2項	営 業 外 収 益	3,025,595千円
第3項	特 別 利 益	237,617千円

支 出

第1款	高速鉄道事業費	30,489,893千円
第1項	営 業 費 用	27,050,671千円
第2項	営 業 外 費 用	3,339,222千円
第3項	予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,544,467千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	8,069,715千円
第1項	企 業 債	3,551,000千円
第2項	出 資 金	809,000千円
第3項	補 助 金	2,935,495千円
第4項	財 産 収 入	31,060千円
第5項	基 金 繰 入 金	529,380千円
第6項	雑 収 入	213,780千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	18,614,182千円
第1項	建 設 改 良 費	4,652,767千円
第2項	企 業 債 償 還 金	11,812,591千円
第3項	投 資	1,719,444千円
第4項	保 証 金 返 還 金	129,380千円
第5項	他 会 計 繰 出 金	200,000千円
第6項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
交通局職員の制服管理業務 (令和8年度)	令和8～13年度	37,089千円
地下鉄ポイント還元サービス業務委託契約 (令和8年度)	令和8～17年度	29,700千円
磁気定期券調達等業務 (令和8年度)	令和8～10年度	7,042千円
西神車庫縮小に伴う鉄道施設撤去工事 (令和8年度)	令和8～9年度	1,732,415千円
高速鉄道西神・山手線、北神線定期検査業務 (令和8年度)	令和8～9年度	27,000千円
車両検査周期延伸物性試験費 (令和8年度)	令和8～9年度	3,592千円
遠隔システム導入・改修 (令和8年度)	令和8～9年度	396,393千円
ホームドア設置関係 (令和8年度)	令和8～9年度	75,000千円
線路設備新設・改修・更新等 (令和8年度)	令和8～9年度	251,274千円
車両設備改修・更新等 (令和8年度)	令和8～9年度	20,000千円
機械設備新設・改修更新等 (令和8年度)	令和8～9年度	225,560千円

附 帯 事 業 関 係
(令 和 8 年 度) 令和8～10年度 1,778,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	高速鉄道事業 特例債 公営企業施設等整理債	3,264,000千円 287,000千円 72,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,718,896千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、第2条及び3条に含むものとする。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
高速鉄道建設	千円 4,052,511	板宿駅大規模改修工事、ホームドア設置関係、駅遠隔システム導入工事、重要部検査、全般検査、レール・まくらぎ交換工事等
附帯事業建設	600,256	学園都市ビル他 改修・更新工事（昇降機・受変電設備更新工事等）、西神中央駅百貨店ビル・駐車場 改修工事（発電機・昇降機・消火剤 等）等
合計	4,652,767	

令和8年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量 | 165,442,000立方メートル |
| 一日平均給水量 | 453,266立方メートル |
| (2) 給水戸(箇所)数 | 834,694戸(箇所) |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	42,704,010千円
第1項 営業収益	37,768,181千円
第2項 営業外収益	4,085,558千円
第3項 特別利益	850,271千円

支 出

第1款 水道事業費	39,056,111千円
第1項 営業費用	36,793,721千円
第2項 営業外費用	1,089,016千円
第3項 特別損失	1,143,374千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,456,681千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	14,212,611千円
第1項	企業債	9,600,000千円
第2項	工事負担金	1,271,204千円
第3項	国庫補助金	447,881千円
第4項	一般会計補助金	10,788千円
第5項	一般会計繰入金	1,034,451千円
第6項	基金収入	20,596千円
第7項	基金繰入金	1,805,083千円
第8項	貸付金返還金	22,608千円

支 出

第1款	資本的支出	25,669,292千円
第1項	建設改良費	23,863,375千円
第2項	企業債償還金	1,652,898千円
第3項	貸付金	22,972千円
第4項	投資	20,596千円
第5項	繰出金	9,451千円
第6項	予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水トンネル更生工事 (令和8年度)	令和8～12年度	20,656,841千円
奥平野低層配水池更新工事 (令和8年度)	令和8～13年度	7,485,000千円
上ヶ原浄水場再整備運転管理 (令和8年度)	令和8～23年度	6,778,306千円
水道施設新設・取替・改良工事 (令和8年度)	令和8～13年度	23,883,234千円
水道修繕受付センター運営委託 (令和8年度)	令和8～10年度	294,096千円
管路情報システム等再構築・運用 (令和8年度)	令和8～19年度	1,739,545千円
動力費 (令和8年度)	令和8～11年度	4,470,319千円
水道施設維持管理業務 (令和8年度)	令和8～13年度	2,281,302千円
水道料金徴収関連業務 (令和8年度)	令和8～12年度	500,511千円

口座振替取扱金融機関手数料等 (令和8年度)	令和8～9年度	27,308千円
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和8年度)	令和8～17年度	68,916千円
ホームページ運用保守 (令和8年度)	令和8～10年度	6,708千円
車両借上 (令和8年度)	令和8～16年度	85,061千円
通信費 (令和8年度)	令和8～15年度	847千円
土地借上料 (令和8年度)	令和8～12年度	4,260千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	水道施設整備事業	9,600,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,934千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 8,820,741	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	11,347,272	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～800ミリメートル 延長 39.8キロメートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	533,320	西神戸ゴルフ場跡開発工事、団地配水施設工事等
その他施設 新設改良工事	3,162,042	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
合計	23,863,375	

令和8年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 年間給水量 | 14,991,280 立方メートル |
| 一日平均給水量 | 41,072 立方メートル |
| (2) 給水工場数 | 74工場 |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	1,714,326千円
第1項 営業収益	1,598,361千円
第2項 営業外収益	115,855千円
第3項 特別利益	110千円

支 出

第1款 工業用水道事業費	1,781,497千円
第1項 営業費用	1,633,645千円
第2項 営業外費用	117,742千円
第3項 特別損失	110千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額842,798千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	456,243千円
第1項	企業債	400,000千円
第2項	工事負担金	4,957千円
第3項	国庫補助金	51,286千円

支 出

第1款	資本的支出	1,299,041千円
第1項	建設改良費	1,003,761千円
第2項	償還金	265,280千円
第3項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令和8年度)	令和8～9年度	1,387,053千円
動力費 (令和8年度)	令和8～11年度	607,299千円
土地借上料 (令和8年度)	令和8～9年度	110千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	400,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,068千円である。

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
導・送・配水管新 設改良工事	千円 636,061	配水管改良工事等
取浄配水施設 改良工事	285,442	浄水施設改良工事等
その他施設 新設改良工事	82,258	建物改良工事、メーターの購入費
合計	1,003,761	

神戸市告示第11号

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）第6条第1項の規定により、次のように神戸市指定有形文化財を指定する。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する有形文化財

種類	名 称	数量	所有者	所 在 地
建造物	旧池長美術館	1 棟	神戸市	神戸市中央区熊内町1丁目377番地

神戸市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定をした日

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
松嶋周一	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目4番6号 シャトー御影 405	令和7年3月17日
株式会社ラポール動物病院	神戸市東灘区御影中町7丁目6番18号 For life 御影1F	令和7年3月17日
有限会社神戸ピア動物病院	神戸市東灘区甲南町2丁目8番9号 COZYCOURT 甲南1F	令和7年3月17日
橋本正彦	神戸市東灘区北青木2丁目8番13号	令和7年3月17日
山田苗穂子	神戸市東灘区本山北町3丁目3番1号	令和7年3月17日
下里卓司	神戸市灘区岩屋北町1丁目5番25号	令和7年3月17日
株式会社ベックジャパン	東京都渋谷区恵比寿西2丁目19番9号 SGビル	令和7年3月17日
廣畑佳宏	神戸市灘区篠原本町1丁目5番1号	令和7年3月17日
有限会社ペット・プラザ	神戸市須磨区千歳町4丁目3番33号 ヤマキビル3階	令和7年3月17日
松田修	神戸市灘区神ノ木通3丁目6番30号	令和7年3月17日
株式会社アニマルプラス	神戸市中央区港島南町1丁目5番2号 神戸キメックセンタービル5F	令和7年3月17日
河南利幸	神戸市灘区篠原南町1丁目5番17号 メゾン六甲篠原 603	令和7年3月17日
ヒピスケア合同会社	神戸市中央区坂口通4丁目2番21号	令和7年3月17日
合同会社チェルシー動物病院	神戸市中央区楠町6丁目3番9号	令和7年3月17日
大谷英之	神戸市中央区熊内橋通6丁目1番3号 ワコーレ新神戸ステーションリブリエ 406	令和7年3月17日
三原悠子	姫路市勝原区丁163番地の11	令和7年3月17日
株式会社ベッツワークス	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目20番 ライオンズマンション鈴蘭台参番館 105	令和7年3月17日
長谷川俊成	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目2番10号 ポリアンサローズ 店舗 103	令和7年3月17日

中野綾子	神戸市北区鈴蘭台南町3丁目9番3号 アパルトマンサンクフォイユ102号室	令和7年3月17日
牧田良満	神戸市垂水区青山台1丁目10番4号	令和7年3月17日
三木加奈美	神戸市垂水区舞子台8丁目6番3号	令和7年3月17日
渡邊美緒	神戸市西区小山2丁目10番2号	令和7年3月17日
株式会社うね動物病院	明石市大久保町茜1丁目11番14号	令和7年3月17日
中村慎一郎	明石市大久保町高丘3丁目7番14号	令和7年3月17日
株式会社セントラルDコーポレーション	明石市魚住町清水588番地の12	令和7年3月17日
有限会社魚住動物病院	明石市魚住町長坂寺441番地の11	令和7年3月17日
松尾史朗	明石市上ノ丸3丁目12番5号	令和7年3月17日
伊藤健介	明石市西明石西町1丁目7番6号	令和7年3月17日
株式会社ゾネブルム	明石市大蔵町24番24号	令和7年3月17日
横山隆一	明石市朝霧台3776番地の27	令和7年3月17日
円橋健三	明石市東野町9番3号	令和7年3月17日
株式会社秋桜	明石市藤江996番地の1	令和7年3月17日
高橋圭吾	明石市明南町1丁目1番1号	令和7年3月17日
岩崎泰彦	兵庫県芦屋市打出小槌町9番1号	令和7年3月17日
飯盛真生	兵庫県芦屋市南宮町12番24号	令和7年3月17日
西澤貴仁	兵庫県芦屋市春日町12番11号	令和7年3月17日
藤田大介	兵庫県芦屋市春日町4番8号	令和7年3月17日
合同会社マール動物診療室	兵庫県芦屋市津知町2番21号	令和7年3月17日
石本高司	兵庫県三田市福島476番地	令和7年3月17日
竹内亮二	兵庫県三田市東本庄3160番地	令和7年3月17日
常澤まゆみ	兵庫県三田市相生町26番41号	令和7年3月17日
株式会社m&m vet	神戸市中央区山本通3丁目3番23号 クリスタルハイツ1F	令和7年3月17日
向山徹	明石市桜町12番25号 プレステージ明石駅前 2-605号	令和7年3月17日
ユメファクトリー株式会社	明石市大久保町高丘2丁目4番11号	令和7年3月17日
ペッツファースト株式会社	東京都目黒区目黒1丁目24番12号 オリックス目黒ビル9階	令和7年3月17日
岩崎大樹	兵庫県明石市明南町2丁目16番16号 エアフォルク A202	令和6年6月12日
株式会社エルザクライス	兵庫県姫路市下手野1丁目110番地の1	令和6年10月3日
松崎美果	神戸市東灘区本山南町7丁目4番33号 レステルレ・モトヤマ304	令和6年11月21日
有限会社みみ動物病院	神戸市東灘区住吉宮町3丁目14番20号	令和7年3月17日
株式会社 ACSVet	神戸市中央区中山手通4丁目3番6号	令和7年3月17日

イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡4丁目17番8号 Jプロ本八幡ビル1階	令和7年3月17日
合同会社神戸セントラル	神戸市中央区熊内町5丁目1-9	令和8年2月10日
若林健太	神戸市灘区徳井町1-2-14	令和8年3月3日
VCA Japan 合同会社	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス7階	令和8年3月9日
中川友輔	兵庫県伊丹市瑞原2丁目35番2号	令和8年3月10日

2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料

3 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

神戸市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
公益社団法人神戸市獣医師会
神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号 三宮ベンチャービル 525
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月18日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

神戸市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸市東部水産物卸売協同組合

代表者 理事長 川添 育子

2 指定する公金事務の内容

神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納

3 指定年月日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

神戸市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務等を委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸東部青果卸売協同組合

代表者 理事長 屋山 一太郎

2 指定する公金事務の内容

神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納

3 指定年月日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

神戸市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年4月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鈴蘭台126号線	神戸市北区鈴蘭台南町1丁目1番13地先から 神戸市北区鈴蘭台南町1丁目12番3地先まで	219.50	最大 5.00 最小 4.00

神戸市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	北西山46号線	神戸市北区西山2丁目79番5地先から 神戸市北区西山2丁目79番5地先まで	新	0.80	最大 6.60 最小 6.10
			旧	0.80	6.60
	北西山47号線	神戸市北区西山2丁目79番5地先から 神戸市北区西山2丁目79番3地先まで	新	24.00	最大 6.50 最小 6.00
			旧	24.00	4.90

神戸市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年4月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	北西山65号線	神戸市北区有野町有野字竈谷南 4145番地先から 神戸市北区西山2丁目70番6地先 まで	99.70	6.00
	日下部48号線	神戸市北区道場町日下部字楡ノ木 683番1地先から 神戸市北区道場町日下部字浦ノ川 原722番16地先まで	211.50	最大 5.60 最小 4.00

神戸市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年4月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	附物3号線	神戸市北区八多町附物字後垣1474 番地先から 神戸市北区八多町附物字後垣1456 番地先まで	48.00	最大 10.10 最小 4.00

神戸市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有馬住吉線	神戸市東灘区住吉山手3丁目1605番10地先から 神戸市東灘区住吉山手3丁目1593番7地先まで	新	69.80	最大 6.90 最小 5.70
			旧	69.80	最大 6.90 最小 5.50
	住吉村合併 2号線	神戸市東灘区住吉山手3丁目1593番21地先から 神戸市東灘区住吉山手3丁目1593番7地先まで	新	78.10	最大 4.90 最小 4.70
			旧	78.10	最大 3.60 最小 3.40
	住吉村合併 53号線	神戸市東灘区住吉山手3丁目1605番10地先から 神戸市東灘区住吉山手3丁目1593番21地先まで	新	50.30	最大 4.60 最小 4.30
			旧	50.30	最大 3.10 最小 2.80

神戸市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	天が岡幹線	神戸市西区天が岡23番10地 先から	新	0.20	最大 12.19 最小 12.19
		神戸市西区天が岡23番10地 先まで	旧	0.20	最大 11.90 最小 11.90

神戸市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 業務名
須磨パティオD・E駐車場使用料の徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社こうべ未来都市機構
神戸市中央区港島中町6丁目9番1 神戸国際交流会館9階
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和8年3月31日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和8年4月1日

神戸市告示第23号

神戸市営住宅条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業体
- (2) 事務所の所在地 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月31日

5 委託する期間

令和8年3月31日から令和10年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 使用料等
- (2) 手数料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市建築住宅局住宅管理課
- (2) 電話 078(595)6539

神戸市告示第24号

神戸市営住宅条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 TC 神鋼不動産サービス株式会社
- (2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月31日

5 委託する期間

令和8年3月31日から令和10年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 使用料等
- (2) 手数料

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市建築住宅局住宅管理課
- (2) 電話 078(595)6539

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町東下	下氷谷	103番のうち 別図の斜線部分	1,037 m ² のうち 28.08 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	北	大沢町日西原	大堂	196番1のうち 別図の斜線部分	1,099 m ² のうち 196 m ²	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条及び第1条の規定により、次のとおり市民の森に指定したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の森に指定した樹木の集団

	指定番号	所在地	面積	樹種
新規	50	神戸市中央区神戸港地方字再度山1番3、口壺里山1番128	32,078㎡	コナラ、スダジイ、アラカシ、アカガシ、ヒノキ、イロハモミジ等
新規	51	神戸市西区押部谷町高和字堂東1318番、1319番、1320番、1337番	32,830㎡	スダジイ、コナラ、アラカシ、クスノキ等
新規	52	神戸市西区押部谷町細田字平野1176番15、1176番22、1176番28、1323番、字上垣301番1、302番1、字宮西186	17,973㎡	スダジイ、クスノキ、スギ、ヒノキ、アラカシ等
拡張	41	神戸市西区伊川谷町小寺字柿谷468番67番、479番、480番、488番	2,076㎡ (拡張)	アベマキ、コナラ、アラカシ等

2 指定の年月日

令和8年4月1日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区玉津町今津字宮ノ前 110 番 1、110 番 3、110 番 2 の一部、110 番 3 地
先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県加古川市平岡町新在家 1150 川重加古川社宅 F201
鈴木 智晴
- 3 許可番号
令和7年10月27日 第8268号
(変更許可 令和8年3月4日 第2277号)

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和8年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 3. 21号 高羽線

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 3. 21号 高羽線

3 事業施行期間

自令和3年4月6日，至令和13年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和8年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 1. 2号 中央幹線

3. 3. 32号 須磨多聞線

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 1. 2号 中央幹線

3. 3. 32号 須磨多聞線

3 事業施行期間

自平成7年3月31日，至令和14年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和8年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 3. 32号 須磨多聞線

3. 5. 86号 塩屋多井畑線

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和8年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 3. 32号 須磨多聞線

3. 5. 86号 塩屋多井畑線

3 事業施行期間

自昭和63年8月23日，至令和16年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市水道告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 第一環境・神管協委託業務共同企業体

代表者 第一環境株式会社 兵庫支店長 稲垣 敬介
兵庫県神戸市兵庫区下沢通3丁目4番地25号

(2) ポートスタッフ株式会社

代表者 代表取締役社長 長谷 一俊
兵庫県神戸市中央区磯上通7丁目1番地30号6階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

以下の水道料金・下水道使用料等の調定、納入通知書発行、収納をおこなう。

(1) 神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第3章に規定する料金、分担金及び手数料

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月神戸市規則第67号）により委任を受けた下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料

(3) 神戸市水道条例第25条に規定するメーターを亡失し、又は損傷した場合の賠償金

(4) 神戸市水道条例第26条に規定する修繕工事費

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

神戸市水道告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月7日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信
東京都品川区大崎1丁目11番2号
- (2) 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 小谷 建夫
東京都港区芝浦3丁目1番21号
- (3) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 阿久津 知洋
東京都千代田区二番町8番地8
- (4) 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
- (5) 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正泰
東京都港区港南1丁目8番27号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

次に掲げる水道料金・下水道使用料等

- (1) 神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第3章に規定する料金、分担金及び手数料
- (2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月神戸市規則第67号）により委任を受けた下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料
- (3) 神戸市水道条例第22条に規定する給水装置の工事費
- (4) 神戸市水道条例第25条に規定するメーターを亡失し、又は損傷した場合の賠償金
- (5) 神戸市水道条例第26条に規定する修繕工事費
- (6) 神戸市水道条例第28条に規定する給水装置の検査等の費用

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

神戸市市税事務所告示第2号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

神戸市市税事務所長 野崎 重和

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250010	令和8年3月26日 (令和8年1月1日以後に 支出された寄附金)	公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団 代表理事 澤田 勝寛 神戸市須磨区磯馴町四丁目1番6号